

## 綾瀬市国民健康保険出産育児一時金直接支払制度取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、綾瀬市国民健康保険事務取扱規則（昭和58年綾瀬市規則第25号。以下「規則」という。）第14条第2項に規定する「被保険者等が、病院、診療所又は助産所（以下「医療機関等」という。）との間に出産育児一時金の支給申請及び受取に係る代理契約を締結している場合」に関する事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において「出産育児一時金の医療機関等への直接支払制度（以下「直接支払制度」という。）」とは、被保険者の出産に関し、当該被保険者の属する世帯の世帯主が、病院、診療所又は助産所（以下「医療機関等」という。）との間に出産育児一時金の支給申請及び受取に係る代理契約（以下「代理契約」という。）を締結の上、医療機関等が世帯主に代わって出産育児一時金の支給申請及び受取を直接保険者である綾瀬市（以下「本市」という。）と行うことにより、被保険者の経済的負担の軽減を図るための制度をいう。

### (直接支払制度の内容)

第3条 直接支払制度は、第5条から第12条までに掲げる事務を関係機関（医療機関等、支払機関である神奈川県国民健康保険団体連合会（以下「支払機関」という。）及び本市をいう。以下同じ。）が実施することを通じ、当該医療機関等から被保険者に対し請求される出産費用について、本市が当該医療機関等に対し、出産育児一時金を直接支払うことをその内容とする。

### (対象者)

第4条 平成23年4月1日以降の出産に係る出産育児一時金の受給権を有する世帯主（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第22条に規定する助産施設において助産の実施を受ける者及び福祉事業として保険者により実施されている出産のために必要な費用に係る資金の貸付を受ける者を除く。）を対象とする。

### (申請及び受取に係る代理契約の締結等)

第5条 医療機関等は、被保険者の出産に関し、当該医療機関等を退院（医師又は助産師の往診による出産の場合にあつては、その医学的管理を離れるときをいう。以下同じ。）するまでの間に、直接支払制度について世帯主に十分説明した上で、直

接支払制度を活用するか意思を確認する。確認に当たっては、次の各号に掲げる事項について書面により世帯主の合意を得て、代理契約を締結するものとする。

- (1) 医療機関等が本市に対し、世帯主の名において出産育児一時金の支給申請を無償で代わって行うこと及び申請先となる保険者の名称
- (2) 本市が世帯主に対して支給する出産育児一時金の額を限度として、医療機関等が世帯主に代わって出産育児一時金を受取すること及び出産育児一時金の額を超えた出産費用については、別途世帯主又は被保険者が医療機関等の窓口で支払う必要があること。
- (3) 医療機関等が世帯主に代わって出産育児一時金を受取した額の範囲で、本市から世帯主へ出産育児一時金の支給があったものとみなされること。
- (4) 現金等で出産費用を医療機関等に即時支払う等の理由により直接支払制度を活用せず、世帯主が別途従来どおりの方法で出産育児一時金の支給申請を行うことは、法令上妨げられるものでないこと。

2 医療機関等は、前項の書面（以下「書面」という。）を2通作成、1通は世帯主に手渡し、1通は当該医療機関等において保管するものとし、本市から確認又は写しの提出を求められた場合には、その求めに応ずるものとする。

3 医療機関等の書面の保管期間は、出産日から2年間とする。

4 被保険者の転院等により、代理契約を締結した医療機関等において出産がなされなかった場合には、当該代理契約は無効となり、当該医療機関等は直接支払制度の活用はできないものとし、転院等をする先の医療機関等において直接支払制度を活用する場合には、新たに代理契約を締結するものとする。

（被保険者証の提示等）

第6条 医療機関等は、被保険者が入院（医師又は助産師の往診による出産の場合にあつては、その医学的管理に入るときをいう。以下同じ。）する際に、綾瀬市国民健康保険被保険者証（綾瀬市国民健康保険被保険者資格証明書を含む。以下「被保険者証」という。）の提示を求め、被保険者はその求めに応じなければならない。

2 医療機関等は、妊婦健診などの際の医師の判断により、異常分娩（分娩に係る異常が発生し、鉗子娩出術、吸引娩出術、帝王切開術等の産科手術又は処置等が行われるものをいう。以下同じ。）のため入院、産科手術等が療養の給付の対象となる可能性が高いと認められる場合にあつては、あらかじめ、被保険者が入院した後に療養の給付の対象となった場合にあつては退院時まで、世帯主に対し、綾瀬市国

民健康保険限度額適用認定証（綾瀬市国民健康保険標準負担額減額認定証及び綾瀬市国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証を含む。以下「限度額適用認定証」という。）の交付申請をするよう勧奨するものとする。

（費用の内訳を記した明細書の交付等）

第7条 直接支払制度を用いる医療機関等は、要した出産費用について、綾瀬市国民健康保険条例（昭和34年綾瀬町条例第4号。以下「条例」という。）に定める出産育児一時金の額を上回るときに限り、当該上回った額について被保険者に請求するものとする。

2 医療機関等は、次の第1号から第10号までに掲げる費用の内訳並びにこれに付随する第11号の妊婦合計負担額及び第12号の代理受取額を明らかにした明細書を交付し、当該明細書には、入院実日数及び直接支払制度を用いた場合の専用請求書（平成23年1月31日付け保発第0131第4号厚生労働省保険局長通知「出産育児一時金等の支給申請及び支払方法について」で示された「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」実施要綱（以下「厚生労働省実施要綱」という。）で定められた出産育児一時金等代理申請・受取請求書をいう。以下同じ。）の内容と相違ない旨又は、直接支払制度を用いていない場合にはその旨を併せて記載するものとする。

- (1) 入院料 妊婦に係る室料及び食事料（保険診療に係る入院基本料及び入院時食事療養費を除く。）をいう。
- (2) 室料差額 妊婦の選定により、差額が必要な室に入院した場合の当該差額をいう。
- (3) 分娩介助料 異常分娩時の医師等による介助その他の費用（正常分娩時には「－」ハイフンとする。）をいう。
- (4) 分娩料 正常分娩（分娩が療養の給付の対象とならない場合）の医師・助産師の技術料及び分娩時の看護・介助料（異常分娩時には「－」ハイフンとする。）をいう。
- (5) 新生児管理保育料 新生児に係る管理・保育に要した費用をいい、新生児に係る検査、薬剤、処置又は手当に要した費用（以下この号において「検査等」という。）を含めるものとする。ただし、当該検査等が療養の給付の対象になる場合を除く。
- (6) 検査・薬剤料 妊婦（産じょく期も含む。）に係る検査料又は薬剤料をいう。

ただし、当該検査料又は薬剤料が療養の給付の対象になる場合を除く。

- (7) 処置・手当料 妊婦（産じょく期も含む。）に係る医学的処置、乳房ケア、産じょく指導等の手当に要した費用（以下この号において「処置等」という。）をいう。ただし、当該処置等が療養の給付の対象になる場合を除く。
- (8) 産科医療補償制度 産科医療補償制度の掛金相当費用をいう。
- (9) その他 文書料、材料費、医学外費用等、前各号に含まれない費用をいう。
- (10) 一部負担金等異常分娩となった場合の一部負担金及び入院時食事療養費の食事療養標準負担額をいう。ただし、被保険者より限度額適用認定証の提示があった場合は、一部負担金等として現に窓口で請求することとなる額を記載するものとする。
- (11) 妊婦合計負担額 直接支払制度の活用の有無にかかわらず、実際に被保険者に請求することとなる実費をいう。
- (12) 代理受取額 直接支払制度により、世帯主に代わって本市に申請し、代理して受取する額をいう。ただし、実費が条例に定める出産育児一時金の額の範囲内で収まった場合にはその実費を記載し、当該額を超えた場合には条例に定める出産育児一時金の額とする。

（専用請求書の支払機関への提出等）

第8条 直接支払制度を用いる医療機関等は、専用請求書により、所定事項を記載の上、支払機関に提出するものとする。

- 2 前項の専用請求書の提出は、光ディスク等によるCSV情報又は紙媒体で行うものとし、当該光ディスク等による提出等に必要な記録条件仕様等は、厚生労働省実施要綱第2第2項（2）③で別に示すこととされている仕様等によるものとする。

（支払機関との業務委託契約の締結）

第9条 本市は、この要綱により直接支払制度を実施するため、当該制度に係る出産育児一時金の支払業務を支払機関と業務委託契約を締結して行うものとする。

（支払機関からの請求に対する支払等）

第10条 本市は、支払機関から請求があったときは、その内容を確認の上、次の各号のとおり、正常分娩に係る支払を行う。

- (1) 10日提出分に係る支払機関への支払は、支払機関から請求のあった月の末日頃を目処に行うものとする。
- (2) 25日提出分に係る支払機関への支払は、原則として支払機関から請求のあつ

た月の18日までに行うものとする。

- 2 異常分娩に係る支払は、原則として支払機関から請求のあった月の18日までに行うものとする。

(医療機関等からの請求額が出産育児一時金として支給すべき額未満であった場合の支払等)

第11条 本市は、医療機関等から申請された代理受取額が42万円未満の場合には、当該申請額と出産育児一時金として支給すべき額の差額を世帯主に対して支払うものとする。この場合において、市長は世帯主に対し、当該差額の支給申請ができる旨を、綾瀬市国民健康保険出産育児一時金支給決定通知書に併記し、通知するものとする。

- 2 前項の差額の支給は、世帯主からの申請に基づき行うものとする。

- 3 第1項の差額の支給に当たっては、支給決定に必要となる支払機関より送付される請求明細や専用請求書等の確認事務をすることが必要となるが、直接支払制度においては、専用請求書等の到達が出産月から1～2月後とならざるを得ないことから、被保険者の経済的負担を軽減する趣旨の制度に照らし、第7条第2項に規定する明細書等により、直接支払制度を活用していること及び出産に要した費用が確認できるときは、専用請求書の到達を待たず、必要に応じ差額の振込先を記した書面の提出を求めること等を行うことにより、当該差額を世帯主に早期に支給することができるものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、厚生労働省実施要綱に準じて別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(旧要綱の廃止)

- 2 綾瀬市国民健康保険出産育児一時金の支給申請の特例に関する事務取扱要綱（平成21年10月30日施行）は、廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。